

東京都男女平等参画審議会
第3回総会

(令和3年度第3回)

令和3年12月20日

生活文化局

1 日時

令和3年12月20日（金）午後3時00分から4時53分まで

2 開催方法

オンライン方式

3 会議次第

（1）開 会

（2）審議

・答申（案）について

（3）今後の予定

（4）閉 会

4 出席委員（50音順）

青木克徳委員、上本俊之委員、太田晃弘委員、大槻奈巳委員、川村百合委員、
小林治彦委員、是枝俊悟委員、篠宮武男委員、清水孝治委員、
高橋史朗委員、高橋弘行委員、田中優子委員、塚越学委員、とや英津子委員、
名執雅子委員、林玲子委員、藤森和美委員、松下玲子委員、
まつば多美子委員、三辻利弘委員、宮地尚子委員、龍円あいり委員

(午後 3 時 0 0 分 開会)

○赤羽男女平等参画担当部長 皆様、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席くださいますようお願いいたします。生活文化局男女平等参画担当部長、赤羽でございます。

東京都男女平等参画審議会第 3 回総会の開会に先立ちまして、注意事項を何点かお願い申し上げます。

本日の会議は、9 月の第 2 回総会と同様、オンラインで実施しております。会議資料につきましては、事前に送付させていただいたものを画面表示してまいります。ご発言の際は、画面の挙手ボタンを押してお知らせいただきまして、会長のご指名を受けてからご発言いただきますようお願いいたします。

なお、画面が映らない、音声聞こえないなどの問題が発生した場合は、一旦、会議から退室していただきまして、再入室を試みていただければと思いますので、よろしくようお願いいたします。再入室をしても改善されない場合には、あらかじめお伝えいたしました事務局の電話番号にご連絡をお願いいたします。

また、ハウリング、雑音防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、カメラはオフ、マイクをミュートに設定していただきまして、また撮影・録音・録画はご遠慮くださいますようお願いいたします。

注意事項については以上でございます。

田中会長、ここからはどうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 会長の田中でございます。よろしくお願い致します。

これより、東京都男女平等参画審議会第 3 回総会を開催いたします。

まず、本日の出席状況について、事務局から報告をよろしくお願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 出席状況について、ご報告いたします。本日出席予定の委員は 22 名でございます。現在、16 名の方がオンラインで参加されております。東京都男女平等参画審議会運営要綱第 5 に定める開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日は、篠原委員、治部委員は所用のため欠席、塚越委員、松下委員は少々遅れてご出席するとのご連絡をいただいております。

また、本日はプレスを含めまして、傍聴の皆様 15 名からお申込みをいただいている

ことを併せてご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

次に、審議会及び会議録の公開、非公開につきまして、確認いたします。東京都男女平等参画審議会運営要綱第11により、審議会の会議は公開で行うものとする旨が規定されてございます。ご意見がなければ、本日の総会は公開で行わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○田中会長 はい。では、ありがとうございます。

次に、議事録の取扱いについてですが、これについては事務局から説明をお願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 議事録は全文氏名入りで、ホームページで公開いたします。議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録案を作成いたしまして、発言者の皆様にご確認をお願いいたします。最終的な確認は、会長にご一任ということにさせていただきます。

なお、個人情報に関わる事項等がある場合は、発言者及び会長とご相談させていただきます。適切に対応いたします。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、議事録の最終確認が私に一任ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○田中会長 はい。ありがとうございます。

次に、議事に入ります前に、武市生活文化局長より、委員の皆様にご挨拶があります。武市局長、よろしくお願ひいたします。

○武市生活文化局長 皆様、こんにちは。東京都生活文化局長の武市でございます。去る10月25日付で着任をいたしました。本日が、着任後初めての総会となりますので、この機会に一言ご挨拶申し上げます。

本年4月に計画改定に当たっての基本的考え方を諮問させていただきました。以来、委員の皆様には、専門的なご見地から精力的にご議論いただいたと、このように伺っております。

先般実施されました中間のまとめのパブリックコメントでは、都民の皆様からも、大

変多くのご意見をお寄せいただきました。本日は、お寄せいただいた都民の皆様からの意見も踏まえつつ、答申案をご審議いただければというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、次第の2、審議に入らせていただきます。

本日の審議事項は答申（案）についてでございます。

まず、初めに前回の第2回総会から答申案に至るまでの経過について、事務局から報告をよろしくお願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 それでは、事務局から審議経過について、ご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

9月24日の第2回総会では、各部会で取りまとめていただきました中間のまとめ（案）についてご審議をいただきました。総会での委員の皆様のご意見を踏まえまして、修正したものを中間のまとめとして公表するとともに、10月18日から11月16日まで、都民の皆様からの意見募集を行いました。その後、11月下旬に両部会を開催いたしまして、都民の皆様からお寄せいただきましたご意見等をご議論いただきまして、おまとめいただきましたものがお手元の答申（案）でございます。

審議経過のご報告は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

答申（案）の取りまとめに当たりましては、各部会委員の皆様、大変ご苦勞をおかけしました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

それでは、答申（案）の審議に入ります。

審議の進め方ですが、まず中間のまとめに対する都民の意見の概要について、事務局から報告をお願いします。その後、答申（案）の検討状況について、各部会長から報告をいただいて、委員の皆様にご意見を伺っていきたくと思います。

それでは、中間のまとめに対する都民意見の概要について、事務局からの報告からお願いいたします。

○菅野男女平等参画課長 事務局でございます。

中間のまとめに対する都民意見の概要について、説明をいたします。

資料4をご覧ください。

都民意見募集は、10月18日から11月16日まで行い、女性活躍推進計画関係に対して、338件の意見が寄せられております。

2ページをご覧ください。

お寄せいただいたご意見について、項目別にまとめております。お一人から、複数の項目に関するご意見をいただいた場合もありますが、事務局で分類整理をさせていただいております。

3ページをご覧ください。

ここからは、いただいた都民意見について、中間のまとめの項目順に記載をしております。同趣旨の場合には、複数のご意見をまとめさせていただき、それぞれの意見の最後に、件数を括弧書きで記載しております。また、各項目の最後には、ご意見に対する考え方と修正を行った場合には、修正箇所について記載をしております。なお、本都民意見募集結果につきましては、本日のご議論等を踏まえ、必要な修正をした上で、答申と併せて公表する予定でございます。

次に、資料5をご覧ください。

こちらは配偶者暴力対策基本計画関係の都民意見募集結果についてまとめた資料となります。

2ページをご覧ください。

お寄せいただいたご意見について、項目別の件数を記載しております。全体で1,769件のご意見が寄せられました。特に第2部、「V 性・暴力表現等への対応」について1,541件のご意見が寄せられております。本日は、特に多くの意見が寄せられた性・暴力表現等への対応に関して、記載経緯等を含めてご説明をいたします。

参考資料1、性・暴力表現等への対応に関する記載経緯についてをご覧ください。

薄い緑色網かけ部分、①配偶者暴力対策基本計画関係5ページ、3、暴力のない社会の実現に向けて、丸の二つ目、「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴う、SNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むことも重要です」という記載につきまして、特定の意見や感じ方に基づいて、際限なく表現を抑止できてしまうなどの意見が寄せられました。

次ページ、緑色網かけ部分②、資料9答申（案）では、54ページ関係になります。中間のまとめでは、53ページの丸の一つ目になります。

V 性・暴力表現等への対応に記載の「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります」につきまして、不快な表現に接しない自由が曖昧などの意見が寄せられました。

③、同じく資料9答申（案）の54ページ関係、中間のまとめでは53ページの丸の二つ目になります。

「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です」という記載につきまして、国際的な視点が曖昧などの意見が寄せられました。

次ページ、緑色網かけ部分④でございます。資料9答申（案）では55ページ関係、中間のまとめでは54ページ。取組の方向性、○の一つ目になります。

「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です」という記載につきまして、表現の自由の制約につながるなどの意見が寄せられました。

当該記載内容につきましては、③以外は平成19年3月に改定した男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」から同様の記載がございます。当該箇所の記載意図でございますが、メディアの提供する情報の中には、性別役割分業に基づくステレオタイプの男女像や女性の性的側面のみを強調した内容の表現等も見受けられ、繰り返し表現されることで意識の中に刷り込まれてしまうこと。過激な性・暴力表現により、不当に女性の人権が貶められていること。また、男性も女性も各人が互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが大切であることなどの問題意識から記載をさせていただいております。

なお、当該箇所については、これまでの計画改定の際にも同様の意見が寄せられたことがありましたが、当時の審議会の議論を経て、次ページ以降のとおり、一部文言を修正しながら掲載をさせていただいております。

中間のまとめに対する都民意見の概要につきましては以上となります。

○田中会長 ありがとうございます。

続いて、男女平等参画部会の大槻部会長から答申（案）の検討状況についての報告をよろしく願いたします。

○大槻委員 男女平等参画部会長の概略でございます。

中間のまとめ以降の部会の検討状況について、ご報告いたします。

都民の皆様からの意見募集に関しては、多くの広範かつ具体的なお意見を頂戴しました。11月に開催した部会では、主に都民の皆様への意見の対応に関して、真摯に受け止めて議論いたしました。

中間のまとめからの主な変更点について、四つに絞ってご説明します。

まず、1点目。第1部、基本的な考え方を中心に、ジェンダー・ギャップ指数を引用していることについて、都民の意見としてジェンダー・ギャップ指数のみを計画の論拠とすべきでないとか、順位の算出方法に偏りのある指標であるといったご意見がありました。

これに対して部会では、ジェンダー・ギャップ指数自体は国も使用していて、グローバルシティである東京は、国際的なものを意識しているという表現としてはあって良いのではないかとの意見が出ました。また、ジェンダー・ギャップ指数自体の上昇を目的にしているわけではないので、例示であることが分かる記述とすべきであるという点を確認しました。一つの状況を示す参考としての例示ということが分かるように修正いたしました。

2点目、第2部のⅠ、ライフ・ワーク・バランスの実現と女性の活躍推進では、コロナ禍における女性の家事負担増加について、当初は懸念があるというふうに記述しておりました。ところが、コロナ禍での生活が2年近く続いていて、調査結果が出ているものについては、実態ベースで記述すべきではないかというご意見をいただきました。部会において、本年度において実施した男性の家事育児参画実態調査結果を踏まえると、コロナ禍において男女とも在宅勤務は増加したのですが、男性の家事・育児時間に大きな変化は見られなかった、一方で女性の家事・育児時間は増加しているということが分かりましたので、その旨の修正を入れております。

3点目、Ⅱの社会制度・慣行の見直しにおける取組の方向性の固定的な性別役割分担意識等を生む表現等の是正に向けた意識啓発が必要という記述について、このような曖昧な表現は表現の自由を侵す懸念が高いのではないかというご意見をいただきました。部会においては、行政機関として、表現の自由を制限していると誤解されないような書き方に変えたほうが良いのではないかということも議論して、修正が適当であるというふうに考え、記載内容を修正しております。

4点目、Ⅲの多様な人々の安心な暮らしに向けた支援についてですが、多様な人々に

は、外国人や生活が困窮している方など、この計画に記載し切れない人々がいることを踏まえて、そうした人々もこの答申の中で支援する対象に含まれていることについて記述を追加しております。

男女平等参画部会は、検討状況としては以上となります。

部会の委員の方々に、お忙しい中、大変熱心に議論していただき感謝申し上げます。どうもありがとうございました。また、事務局の方には、とてもタイトなスケジュールの中、資料を本当に出していただいてありがとうございました。

総会委員の皆様には、この点等、いろいろとご検討いただければと。この答申（案）の内容について、ご検討いただければと思います。

なお、主な修正内容については、この後、事務局から説明いただければと思いますよろしくお願いいたします。

○菅野男女平等参画課長 引き続き、事務局から、主な修正内容について、ご説明いたします。

女性活躍推進計画関係における中間のまとめからの主な変更点につきましては、資料6に記載をしております。本日は、時間も限られていることから、資料6のうち、さらにポイントを絞ってご説明をいたします。

画面をご覧ください。中間のまとめから修正を行った部分について、赤字見え消しで表示をしております。

まず、資料6、項番3関係になります。

④コロナ禍がもたらした影響の項目におきまして、コロナ禍で影響を受けた業種を追記する修正を行っております。

次に、資料6、項番4関係でございます。

4 計画の推進の項目において、都の男女平等参画の状況に関する調査等を行うことについて、追記する修正を行っております。

次に、資料6、項番12関係でございます。

(1) 働くの意識改革の項目におきまして、男女格差の是正に向け、男性及びマネジメント層の意識改革についても追記する修正を行っております。

次に、資料6、項番13、14関係でございます。

(4) 社会制度・慣行の見直しの項目におきまして、先ほどの大槻部会長からのご説明のとおり、表現の自由を制限していると誤解されないよう修正を行っております。

次に、資料 6、項番 18 関係でございます。

(1) 学校での男女平等の項目におきまして、都立高校の男女別定員に関して、男女合同による入学者選抜への見直しから移行に記述を修正しております。

次に、資料 6、項番 22 関係でございます。

5、性的少数者への支援の項目において、パートナーシップ条例について、都の方向性が明確になったことを踏まえ、あり方を検討から導入に記述を修正しております。

主な修正内容についての説明は以上となります。

なお、今ご説明した修正等を反映したものが、配付資料 8 の答申（案）となっております。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。ご意見は後ほど伺います。

では、続いて配偶者暴力対策部会の藤森部会長から、答申（案）の検討状況について報告をよろしくお願いいたします。

○藤森委員 配偶者暴力対策部会の部会長の藤森と申します。よろしくお願いいたします。

中間のまとめ以降の配偶者暴力対策部会の検討状況について、報告いたします。

都民の皆様からは、基本的考え方や暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進、安全確保と加害者対応、性・暴力表現等への対応など、広範かつ具体的なお意見などをいただき、これらの意見などについて部会において議論を行いました。

ご意見の中には、配偶者暴力対策基本計画の中に配偶者暴力以外のことを盛り込むのはおかしいという内容もございました。性暴力やストーカー被害への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題に併せて取り組むことで、実効性をより高めることが期待できることから、配偶者暴力対策基本計画に、これらの項目を含んでいるということを、まず申し上げておきたいと思っております。

次に、中間のまとめからの主な変更点について、4 点に絞ってご説明いたします。

まず、1 点目、1、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見において、暴力の被害について、女性だけではなく、男性の被害の割合も記述すべきとのお意見がありました。これに対し、部会では、内閣府の調査に基づき、男性の被害の割合も追記する修正を行いました。

2 点目、2、(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実に関して、被害者の置かれた立場などの例示に、性自認・性的指向を加えるべきとのお意見がありました。こ

れに対して部会では、多様な性への対応は大切であることから、追記をする修正をいたしました。

3点目、同じく多様な人々の状況に応じた相談機能の充実に関して、外国人が日本語が不自由な人とは限らず、また日本人でも日本語が不自由な人もいるとのご意見がありました。これに対し部会では、話すことはできても、理解が不十分な方もいることから、「外国人被害者など、日本語の理解不十分な人に対しては」と修正しました。

次に、性・暴力表現等への対応についてです。今回の都民意見で一番多くの意見が寄せられた項目になります。都民の皆様からは、表現の規制につながるとの懸念が、多く寄せられました。この部分は、ご意見を寄せられた皆様が懸念されているような、新たに表現の規制を加えることを意図しているものではありませんので、被害などの実態を踏まえ、人権侵害から守るという点などから議論し、誤解をまねかないような記載となるよう検討を行い、修正をしました。

配偶者暴力対策部会における検討状況の報告については、以上となります。部会委員の方々には、大変熱心に議論していただきました。本日の審議会でも、ご意見を賜りたいと存じます。

なお、主な修正内容については、この後、事務局からご説明いたします。

以上です。

○菅野男女平等参画課長 では、引き続き、事務局から、主な修正内容について説明をいたします。配偶者暴力対策基本計画関係における中間のまとめからの主な変更点につきましては、資料7に記載しておりますが、本日は資料7のうち、さらにポイントを絞ってご説明いたします。

画面のほうをご覧ください。中間のまとめから修正を行った部分について、赤字見え消しで表示をしております。

まず、資料7の項番2関係でございます。

3、暴力のない社会の実現に向けての項目において、「一生かかっても回復できない傷」という言葉は、被害者の自己回復力をそぐ言葉であるとのご意見を踏まえ、「回復に長い時間」がかかるという記述に修正をしております。

次に、資料7、項番3関係でございます。

同項目、丸の二つ目におきまして、表現の自由を制限していると誤解されないよう、記述を修正をしております。

次に、資料7、項番8関係でございます。

V、性・暴力表現等への対応の項目におきまして、先ほどの藤森部会長からの説明のとおり、記述を修正をしております。

次に、資料7、項番9関係でございます。

同項目、丸の二つ目の項目につきまして、グローバル化に関わらず、性・暴力表現等への配慮が必要なため、当該文言を削除する修正を行っております。

次に、資料7、項番10関係でございます。

同項目、下から二つ目、三つ目の丸の項目につきまして、オンラインゲームそのものではなく、メッセージやチャット機能等を悪用し、トラブルや性犯罪に巻き込まれることを明確にする修正を行っております。

次に、資料7、項番11関係でございます。

V、性・暴力表現等への対応の取組の方向性の項目において、表現の自由の制約につながると誤解されないよう修正を行っております。

次に、資料7、項番12関係でございます。

同項目一番下の丸の追記、犯罪行為であるリベンジポルノと性・暴力表現を同列に表記することで、性・暴力表現が犯罪行為であるかのような印象を与えるのご意見を踏まえ、修正を行っております。

主な修正内容についての説明は以上になります。

なお、今ご説明した修正等を反映したものが、配付資料9の答申（案）となっております。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、その答申（案）の検討に入ります。

ただいま両部会から説明があった答申（案）、一旦訂正を入れた答申（案）に対してご意見をいただきたいと思っております。

そして、女性活躍推進計画関係と配偶者暴力対策基本計画関係、二つありますので、その二つに分けて確認をしていきます。今回は、この審議の時間大変長く取っております。それぞれおおむね40分ずつ、計80分程度予定しております。答申の取りまとめに向けて、今回が最後の議論になりますことから、多くの方からのご意見を伺いたいと考えまして、女性活躍推進と配偶者暴力対策で、それぞれ名簿の順にお一人ずつご発言

いただきたいと思っております。

なお、先ほど部会でのご議論については、部会長から説明がありましたので、当該部会委員以外の方のご意見をまず伺いたいと思います。委員全員のご意見を伺ってから、最後に部会として捕捉がある場合には、部会長からご発言をお願いしたいと思います。

なお、発言時間についてですが、審議時間にも限りがありますので、申し訳ありませんがお一人2分以内に収めていただければと思います。時間が足りず意見が言い尽くせなかった場合は後日、事務局に文書でご提出いただければ、取りまとめて、委員全体にお送りして、答申作成に生かしていきたいと思います。皆様の貴重なお時間を使つての会議となりますので、ご協力ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、まず女性活躍推進計画関係の検討に入りたいと思います。男女平等参画部会委員以外の方を名簿の順に指名してまいりますので、指名されてから、都民意見に関することでも結構ですし、それから、女性活躍推進計画全体に対する意見でも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

では、初めに青木委員、よろしくお願いいたします。

○青木委員 それでは、お話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

一つは、この中のⅡの計画事項の中の男女平等参画推進に向けたマインドチェンジ、これはとてもすばらしかったなというふうに思います。ぜひこれを進めていただきたいと思います。その中で、ぜひ、この後もアクションプログラムということになるのですが、具体的なものをしっかりやってもらうようお願いをしたいと思います。当然、行政、私たち葛飾区でも、今、計画をつくっていますけれども、こういったことについて、進めていきたいというふうに思っています。

それから、もう一点。新型コロナ対策のことについて、いろいろ変更があったりして、直ってきているのですがけれども、私自身は、この新型コロナの影響というのは、テレワークとか、それから、非正規の問題とか、いろいろ出ていますけれども、これからもっと大きく出てくる問題だというふうに思っています。ぜひ、この計画自体は、これで止まるのでしょけれども、ぜひ、その変化について対応できるような状況にしておいていただきたいなというふうに思っています。多分、社会全体の仕組みが変わるようなことだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に上本委員、お願いいたします。

○上本委員 女性活躍推進計画に盛り込むべき事項について、二つ意見申し上げます。

一つは、ⅠあるいはⅡに共通するのですが、男性型の長時間労働の是正、これがやはり大きな課題です。取組としましては、既に行っている働き方改革促進事業の効果検証を含めた、働き方改革の推進支援の継続が必要かと思えます。

また、テレワーク推進に当たっても、前提として、実労働時間の適正な把握と管理がやはり抜け落ちてしまっただけではいけません。必要です。

また、令和3年度の男性の家事育児参画状況調査を見ても分かるのですが、50代の社員さん、経営者、上司層の社員、あるいは当事者の男性社員双方の意識改革が必要で、もっと強力な情報発信が必要ではないかと。テレビ、新聞等のマスメディアの連携なども検討してはどうかと思えます。

もう一点は、女性の就業継続やキャリア形成、Ⅰ-1の(3)です。女性活躍、管理職の役員、昇進登用は大変重要なんですけども、その実現には、まず前提として、就労継続、教育訓練が必要です。取組としまして、非正規雇用の女性の正規化とありますけれども、そもそも無期転換雇用の認知率は、連合の調査では56.1%と、8年たってもこういった状況。基本的な制度周知の取組が必要ですし、このコロナ禍を経て、離職や労働時間が減ってしまった女性が多くいます。そういった方のリスクリングや、長期就労のための職業訓練、能力開発の拡充というものを引き続き行っていただきたいと思えます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に太田委員、よろしくお願いいたします。

○太田委員 先ほど部会からのご報告を伺いまして、主な修正点に出てきた、1点目の「ジェンダーギャップ指数の位置づけ、考え方」だとか、あと3点目に出てきた「表現の自由についての考え方」なども、極めて妥当なご判断で、ご修正をされているなというふうに、拝見しています。すみません。「上から」っぽい言い方で申し訳ないですけども、そう思いました。

あと、前回の部会の議事録も拝見しておりまして、最後の最後で、大槻部会長がおっしゃっているところも、とても大事なところだと、私も思っています。具体的には、これから各種施策を進めるに当たって、男性の意識改革も必要なが、一方で、大槻部会

長が別の調査の結果として指摘されているのが、女性の一部の層の中で、夫が家事、育児をやることについて、否定的な意識を持つ人たちがいるという調査結果があったということです。恐らくこれは、今回の計画にはあまりストレートに反映できていないのかもしれないのですけれども、この計画は続いていくし、また、何年かすると、また、新たに計画をとということになると思うのですが、その中でも、極めて重要なご指摘がなと思っております。

私からは以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に川村委員、お願いいたします。

○川村委員 川村です。部会の先生方、会議の取りまとめ、ありがとうございます。先ほどの修文に関しても、異論なく受け止めさせていただきました。

この計画は、やはりこれから実際の施策として具体化していくときに、どういうふう
に魂を入れて、現実の施策になっていくのかということが問われるのではないかなと思
います。その際に、私、第1回の総会するときにも申し上げたと思うのですけれども、職
業的なキャリアを積んで活躍したいという人たちと、活躍したくてもできないようなハ
ンディを持っている、いわば社会的弱者というような人たちが、同じ女性という性別の
中で、格差が生じているというのが、現実になっているところで、そこが懸念されるこ
ろかなと思います。

先ほどの太田委員のご指摘にもあるところですが、同じ女性といっても、その中でい
ろいろな価値観がある中で、でも、自分の価値観で自由に活動できるということであれ
ばいいのだけれども、そうではなくて、格差が固定化してしまうということがないよう
に、実際の施策の中で、きめ細やかに進めていく必要があるのかなと思っております。

そういう意味では、後ほどの暴力のところ、そこにも絡んでくるのかなと。弱者と
いう方たちは、その暴力を受けた被害者、子どものときに暴力を受けた、婚姻してから
暴力を受けているというようなことに絡んでくるのかと思いますので、また、そちらの
ほうで、ご意見を申し上げたいと思いますが、今回のこの計画自体については、全般的
に賛成させていただきます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に小林委員、お願いいたします。

○小林委員 東京商工会議所の小林ですけれども、よろしいでしょうか。

すみません。先ほど Teams の調子が悪くて、事務局の発言が聞こえなかったのですが、女性活躍について、ご意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

私どもの調査いたしましたところ、中小企業が 8 割の女性が活躍しているというような状況の中で、課題があるというふうに聞いたのが、三つぐらい大きなものがありました。

一つは、管理職比率が低いというのが 44%、思うように採用ができないのが 36%、思うようにスキルアップしないというのが 31% ありました。こうしたことから、女性の主体的なスキルアップ向上とか、キャリアアップへの学びと意欲を引き出す就業政策、これをぜひしっかりとやっていただきたいというのが 1 点であります。

あと、2 点目でありますけれども、女性活躍をしている企業の好事例をしっかりと横展開していただきたいと、こういうふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に篠宮さん、お願いいたします。

○篠宮委員 今回の評価については、すべて評価します。私たち答申に基づいて民生委員児童員として何か協力できことはないかと検討いたしました。まず第 1 は妊娠・出産・子育てに対する支援については、コロナ禍で児童が友達に会えないとか、学校に行けないというような子供たちが結構ストレスや不安を抱えているのが、見受けられます。引き続き登下校の見回り、あいさつ運動等で児童の繋がりを持ちたいと考えています。

また、高齢者の支援については、60 歳以上の単身世帯の男性については、ほとんどの方が話をしてない、近所の付き合いもできない人が多くみられますので、今後地域ぐるみで高齢者への見守りの取組、単身男性の見守り等安心して暮らし続けられる地域づくりに協力したいと考えています。

また、高齢者の虐待についてもコロナ禍の中で、非常に多くなっています。このことについても、地域包括センターと協力しながら、早期発見に努めて参りたいと考えています。

以上、3 点を重点目標として民生委員活動に生かしたいと考えています。

○田中会長 ありがとうございます。

次に清水さん。すみません、さっきから私、さんとお呼びしてしまっているのですが、皆さん、委員でいらっしゃいますから、本当は委員と呼ぶべきでした。ここから変えま

すね。

では、清水委員、よろしく願いいたします。

○清水委員 都議会自民党の清水孝治でございます。

私からは、総括的にご意見を申し上げたいと思うわけですが、答申案にもございますとおり、働く場における女性の活躍に向けまして、テレワークですとか、フレックスタイムの導入等の多様な働き方の普及、定着を後押しすることは大切だと考えております。

また、法定の休暇制度の整備はもちろんのこと、従業員が休暇等を取得しやすい職場づくりに努めるなど、子育てですとか介護等と、仕事の両立を支援する環境整備を進めていくことが、非常に重要なことだと考えております。

一方で、働く場における女性の活躍推進の取組を進めるに当たっては、これは財政基盤が脆弱でございましたり、あるいは人手不足に悩む中小零細企業、あるいは小規模事業者にとって、過度な負担にならないよう、細やかな支援を行うなど、十分配慮しながら進めていただきたいと思っております。

もう一点あるのですが、今回、多様な性への配慮につきまして、記述が充実されており、このこと自体は、時代背景に照らし合わせてみますと、大変大切なことだと考えております。

しかしながら、東京都の男女平等参画推進総合計画は、東京都男女平等参画基本条例にあるとおり、男女の格差を是正し、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野における活動に参加することを主な目的にしているものでございます。

したがって、熱心さあまり、先鋭的な意見にミスリードされ、男女平等推進総合計画の目的がぼやけてしまうことがないように、ぜひともよろしくお願いしまして、ご意見とさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に高橋史朗委員からお願いいたします。

○高橋（史）委員 麗澤大学の高橋でございますが、新しいパソコンの環境が整わず、総括的な意見を申し上げる機会がなかったのですが、2点申し上げたいことがございます。

まず、1点は、パートナーシップ制度に関することですが、検討ということから、導入というふうに書き換えるということのお話が先ほどございました。私が懸念

しておりますことは、このパートナーシップ制に反対する発言が「逆差別」と言われま
すけれども、反対する意見に対しては、無理解や偏見などという、レッテルを張られて、
「逆差別」をされるということが多々ございます。そういうことが懸念されますので、
そういうことができるだけないように配慮する必要がある。つまり、性の多様性に寛容
であれという人が、最もその批判、反対意見に対して非寛容であるという現実があるも
のですから、その点をしっかりと配慮しないと、混乱につながる。

特にアメリカ、イギリス、ドイツ等々で既にたくさんの事例がございまして、そのこ
とが、実は性教育とも関係してまいります。東京都では、性教育の問題は、随分長いこ
と議論をされてきて、国でもその議論をしてきたわけでございます。

特に私が懸念しておりますのは、「包括的性教育」ということが盛んに強調されてい
ますが、その実態がよく理解されていないのですね。2006年に国際家族計画連盟が
提唱したものでございまして、アメリカでは親と学校が対立し、大混乱になっています。
親の反対運動が全米に広がりまして、カリフォルニア州の教育委員会には、性教育の排
除を訴えた。これは2010年のことでございます。反対運動が活発化した州では、州
の法律によって、区が性教育の授業に関して、親に通知することが義務づけられたり、
反対する親が、自身の子供に性教育を受けさせない親の権利を保障する。そういうこと
が、学校システムとして制度化されたというようなことが起きておりまして、親の反対
が大変深刻化している。こういう実態を踏まえる必要がある。

そういうことも考えますと、性教育の扱いというものをどういうふうにするか。東京
都でも、長くこのことを議論してきたわけでございますが、私は、十分な保護者理解を
得るための配慮が必要だろうと思っています。

以上、基本的な私の考えとして、なかなか今までお話しする機会がなかったので、こ
の場をおかりして、意見を申し上げました。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に高橋弘行委員からお願いいたします。

○高橋（弘）委員 それでは、私から答申案について、1点だけ申し上げたいと思います。

答申（案）、68ページになります。（3）多様な学習・研修機会等の提供の現状・
課題の2番目の○の終わりの2行ですね。「社会人となってからも、学び直しや新たな
知識・技術を身に付けるためのリカレント教育など、多様な学習機会を提供していく必

要があります」。これは誠にそのとおりでございます。他方で、69ページの「都に求める取組」のところには、これに対応したものが一切書かれておりません。

職業能力開発センターをはじめ、東京都として取り組んでいただくことが多々あると思いますので、できれば、都に求める取組の中に、先ほどの課題を踏まえた取組をご記述いただければと思います。

私からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に、とや委員、お願いいたします。

○とや委員 よろしくお願ひします。とや英津子です。今年は大変お世話になりまして、各委員の皆様における、活発で深い問題意識をお持ちであるということ、議論をされてきたことを学ばせていただきました。

前もっていただいたパブリックコメントや答申案、そして、部会の議事録を拝読させていただいて、これに基づいて意見を述べたいと思います。

まず、1点目です。答申案、9ページ、計画の推進の部分です。男女平等参画の状況について調査を行うということは、賛成であります。

一方、部会では、「ジェンダー統計を用いて把握し」ということを入れたほうがいいんじゃないかという意見がありました。パブコメにも意見がありました。ジェンダーの視点は、あらゆる政策や施策の基本に据えていく。ジェンダー主流化、男女別賃金格差をはじめとしたジェンダーギャップを見える化し、事実に基づいて格差をなくしていくためのジェンダー統計をしっかりと都政に位置づけ、実践することが重要と考えます。この項については、「ジェンダー統計に基づいて」と、はっきり文言を入れていただきたいと思います。

もう一点、また、ここの部分ですが、「第三者機関において把握していくことが必要です。」という文言になっています。これについても、議事録を拝見させていただきましたら、「第三者機関を設置して」という文言でどうかということで、委員の皆さんがご意見されて、まとまっていたように思います。ここについても、「設置して」という文言にさせていただきたいと要望します。

次が、国への要望についてです。議論を拝読させていただきましたが、女性差別撤廃条約選択議定書、選択的夫婦別姓についても、部会で意見が出て、要望すべきだという意見が出ていました。国際社会から見ても、この分野は、日本は遅れていることもあり

まして、都から要望していくということは非常に重要だと考えています。

別紙にまとめるという議論もあったようですが、10ページ見ますと、どうもその部分については、両方とも入っていません。別紙にまとめるのであれば、きちんとその2項目について入れていただきたいし、この冊子にまとめるのであれば、国に対する要望の10ページの中に入れていただきたいと思います。

それから、47ページ、性教育についてです。先ほどお話がありましたが、パブコメの中でも、包括的性教育、国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づく性教育をとという意見もありました。この性教育については、ユネスコが各国の研究成果を踏まえて、WHOなどと協力してまとめたもので、国際セクシャリティ教育ガイダンスをとということになっております。国際水準の性教育が必要と考えます。

最後です。92ページですが、パートナーシップ制度が東京都でも導入されていく方向性が出てきました。私どもとしましては、ここにぜひファミリーシップも入れていただきたいという意見を持っております。

女性活躍推進計画については以上です。ありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございました。

では、次に林委員、お願いいたします。

○林委員 ちょっと入るのが遅れて失礼いたしました。すごくいろいろ検討していただいて、詳しく、幅広くまとめていただいてありがとうございました。これを具体策として、どのように見せていくのかというところが、これからなのかということですが、うまくいろいろな具体的な話が入っていけばいいなと思っております。

前回に少し述べましたコロナについて、やはり今後どのように対応していくかということがあることと、あと、今のバージョンですと、55ページに、育児休業取得の状況の推移で、令和2年度、2020年に男性が上がっているということを、ここのところをどう捉えるかとか、コロナを生かして、ライフ・ワーク・バランスが取りやすくなった状況もあると思うことについて、もうちょっと踏み込んで書いておいていただいたほうがいいかなというふうに、思っていたりします。

それから、先ほど高橋委員のほうから話がありました。やはりジェンダーと言いますと、男性が逆に取り残されてしまうということがあるので、男女共同ということで、そちらのほうにも目を向けるという形。これはまさに、トランプが選挙で選ばれたときに、白人男性が一番取り残されていたということがありましたので、これも一つ重要な視点

だと私も思っております。

それから今、お二方おっしゃいました包括的性教育のこと。これは多分、前回の会議では、あまり性教育とかセクシャリティ教育とかに踏み込んでいなかったような。私のちょっと理解不足かもしれませんけれども。この点について、もし、これから可能であれば、国の男女共同参画と、それから少子化大綱のほうでは、もう性教育とは言わずに、若い人の、これからのライフプランニングをいかに支援するとか、そういう形でいろいろ入っていますので、これは、次の配偶者暴力のほうにも関わると思いますけれども、ちょっと若い人に対する正しい知識の充実とか教育とか、そういうことについて、もうちょっと取り組んだらどうか。もうちょっと今から入れられるのであれば、入れてみられるだろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○田中会長 はい、ありがとうございます。

では、次に藤森委員、お願いします。

○藤森委員 ありがとうございます。

私は、大学で教育を担当しています。女性活躍推進、ここでも64ページ辺りから、教育のところでは挙げていただいています。東京都の計画の中に、東京都にたくさんある私立の大学ですとか、ここでは都立大学がというふうに書かれていますけれども、都内には多くの私立大学、または国立大学、高校もあります。高校も私立高校、附属中学みたいな形があるので、そこで具体的に東京都が何ができるのか、私立に向けて、どうすることができるのかというのを、きちっと明示していただければありがたいかなというふうには思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

次に松下委員、お願いいたします。

○松下委員 この間、様々な都民意見を踏まえて、ご検討をいただいたことを感謝申し上げます。その上で、私からは2点お伝えをしたいと思います。

まず、1点目は、学校での男女平等。都立高校の入学者選抜における男女別定員を廃止し、男女合同による入学者選抜としていく姿勢をより強くすべきという意見に対して、男女合同による入学者選抜へ移行を進める必要があるとしていただいたことを感謝するものでございます。武蔵野市男女平等推進審議会でも、男女合同による入学者選抜につ

いて、大変期待をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

もう一点でございます。パートナーシップに関してです。パートナーシップ条例について、東京都の方向性が明確になったのかなと思っておりませんが、その上で、提言の中では、当事者の声や都民の意見を踏まえた「同性パートナーシップ制度」の検討を導入する必要と書いてありますが、武蔵野市でも、パートナーシップ制度を条例で明記をして、来年4月から実施をするのですけれども、同性のみならず、選択的夫婦別姓制度を選ばざるを得ない、今、事実婚を選択している方も対象となるように、武蔵野市ではしております。ぜひ、この同性パートナーシップ制度と、同性のみにするのではなく、先ほどファミリーシップというお声もありましたけれども、事実婚等にも対応していただく内容になれば、さらにありがたいなと思っております。ご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

次に、まつば委員、よろしくお願いいたします。

○まつば委員 まつばでございます。よろしくお願いいたします。パブリックコメントをお寄せいただきました皆様に、まず感謝を申し上げたいと思います。また、それを踏まえた部会の先生方のご議論も拝読をさせていただきました。

私からは2点、お話をさせていただきたいと思います。

1点目は、あらゆる分野における女性の参画拡大のところでございますが、73ページの「都に求める取組」のところでございます。ここに「都の審議会等の設置根拠となる条例等に「いずれの性も40%以上」と規定するクォータ制を導入することにより、都の政策や、企画立案などへの女性の参画を更に拡大する必要があります。」と、こういう記載をされております。一步踏み込んだ記載で、この方向性に私は賛同するものでございます。

その上で、審議会等の委員の構成につきましては、設置目的に沿った適任者の選任ということが、大変重要でもあります。設置目的が果たせない事態を招くことがないように、個別の審議会ごとに精査も必要であると、このように思います。そうした意味で、このところに、例えばですけれども、設置目的の達成が果たされることが前提であるとか、そういうような表現を付け加えていただくということをしていただきますと、また、より丁寧なものになるのではないかと、このように思っております。

もう一点は、先ほど他の委員からもお話がありましたが、計画の推進のところでございます。部会案の修正がございました。これもすごく前向きになっておりまして、私も賛成でございます。その上で、やはりこの部会の議論の中でも、「第三者機関を設置」という言葉がございました。私もここは設置というふうに盛り込んでいただいたほうがいいのではないか。このように思っております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に三辻委員、お願いいたします。

○三辻委員 大島町長、三辻です。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、女性活躍推進計画関係、答申案を読ませていただきました。各部会の先生方、お忙しいところ、ありがとうございます。ご労苦に敬意を表します。

正直、私みたいな者が意見を挟む余地はありませんが、参考としまして、大島の事例を申し上げます。

本年の6月議会定例会での一般質問において、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などに絡めて、町役場内による女性幹部登用についての質問がありました。昔ながらの保守的要素の強い島ですが、このような意識が議会のほうにも、やっとな芽生えてきたところでもあります。働く人が、その性別により差別されることなく、また、働く女性が、その母性を尊重されつつ、持てる能力を発揮できる職場環境を整備すること。いわゆるこれが男女平等参画社会ですが、言い換えれば、これまで男性がやってきた業務を女性が、その逆の女性が行ってきた業務を男性が行う。また、日常生活においてもしかりです。このように、働き方や暮らし方の変革など、社会的環境整備の構築と、あとそれを支える地域コミュニティ、それが必要になるかと思えます。

簡単ですけど、私からは以上です。よろしく申し上げます。

○田中会長 ありがとうございます。

次に宮地委員、お願いいたします。

○宮地委員 宮地です。答申案とパブリックコメントと、それから修正案のいろいろ、非常に議論していただいてありがとうございます。基本的には、これでよいのではないかと思っております。あとは、実行力のあるアクションプランをぜひ進めていただきたいなと思えます。

あと、性教育に関しては、やはり次のものともちょっと関わりますけれども、誰もが

性暴力の被害者にもならないで済むし、加害者にもならないで済むような形の情報が、皆でシェアできるということが大事じゃないかなと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

次に龍円委員、お願いいたします。

○龍円委員 こんにちは。本日はありがとうございます。

前回の総会で初めての参加をさせていただきまして、その際に男女平等参画の中でも、この性的マイノリティの方々についても位置づけをとという話をさせていただきまして、その際に田中会長のほうから、踏まえて議論していくというお話があり、今回拝見したところ、計画の中にも性的マイノリティの方々についてきちんと触れてありまして、大変感謝しております。ありがとうございます。

このパブコメも拝見すると、性的マイノリティ当事者の方も含めて、多数の意見が寄せられていまして、やはり都民の方々の中でもこういった意識というのが高まっているんだなというのを改めて感じることができました。これらを部会で細やかにまとめてくださいます、本当にありがとうございます。

パートナーシップ制度について、今回の計画の中に触れていることは、大変な大きなことなのかなと思います。つい先日、15日に閉会したばかりの都議会でのことなのですけれども、もう年度内に、このパートナーシップ制度の方針を東京都が発表いたしましたので、そして令和4年度中に導入するということが、小池都知事からも明言されましたので、計画では「検討する」と記されていますが、「導入する」というふうに言ってしまっているのではないかなというふうに思っております。

また、せっかくパートナーシップ制度にここまで触れてくれているのであれば、これも東京都の方針として取り組んでいくことが示されていますが、併せて困り事というのがいろいろあるんですね。そういった性的マイノリティの方々の困り事の解消に努めていくということが、都の方針としても示されていますので、パートナーシップ制度の導入だけにとどまらず、せっかくここまで書いてくれたのであれば、導入の上、性的マイノリティの方々の困り事に、都として解消に努めていくというようなことまで踏み込んで書けるといいのかなと思いました。

この今回の修正案のほうを拝見したのですが、ちょっと表現に揺れがありまして、「性的少数者」と書いてある場合と、「性的マイノリティ」と書いてある場合があります。

意味は同じなんですけれども、どちらかにそろえたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

あと、男女の平等参画と性的マイノリティが別なのではないかなという考え方もあるのは分かるのですが、女性というのは、男女でいうと、どちらかというとな性がマイノリティになると思うのですが、この女性のことを考えたときに、性自認が男性なんだけれどもカミングアウトせずに社会的には女性として生きている方もいれば、もともとの戸籍上与えられた性は男性なんだけれども、今女性として生きているという方もいますし、また、自分の性自認は女性で、好きになる対象が女性だという方もいらっしゃいますので、男女と性的マイノリティは別のものではなくて、男女のことを考える中で、その中に包括される形で、女性の中にも性的マイノリティの方が、男性の中にも性的マイノリティの方々がいらっしゃるということで、この男女平等参画の計画の中で触れていただけるとするのは、大変大きな意義があると思います。

ありがとうございます。以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、出席委員からのご意見は以上となります。

これまでの各委員の発言内容について、特段ご意見、ご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。ご意見がある場合には、画面の挙手ボタンを押してお知らせください。なお、時間も限られておりますので、すみませんが発言は簡潔によろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(なし)

○田中会長 特に今、挙手ボタンが見えませんでしたので、よろしいでしょうか。

では、貴重なご意見をありがとうございました。これまでの皆さんからのご発言を受けて、大槻部会長から、部会としての補足のご説明がもしございましたら、よろしく願いたします。

○大槻委員 ありがとうございます。皆様、答申案を読んでいただいて、ご意見どうもありがとうございました。いただいた内容で、確かに抜けていたなというのでも幾つかあり、ご意見いただいて大変ありがたいです。

いただいた内容を全部盛り込むということは、やや難しいかもしれませんが、東京都としてご意見に対応する施策が実現できるかどうかという点を考えて、入れられる点は入れていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、私からも幾つか意見を述べさせていただきます。

何人かの方から出ていた第三者機関についての表現です。「把握していくことが必要です」という表現になっているものについて、「設置して」ということを入れるということについてなんですけれども、これは確かに、例えば今まである委員会を使うとしても、やっぱりこれは新たに第三者機関として、私たちは認識しなければならないわけですから、その場合も「設置して」という表現でも構わないと思うんですね。そういうところから考えて、私もこれは「設置して」を入れたほうがいいんじゃないかと考えております。

それから、ジェンダー統計に基づいてというようなことも、これは何人かの方からいただいていますので、これは、やはり必要なことであろうと思いますので、これも入れたほうがいいのではないかと思います。

それから選択的夫婦別姓制度について、これは国がやることなんですが、都としても、これは国に考えていただきたいという、これは私は最初から申し上げているんですが、これについても、表現を考えたほうがよいただろうと思っております。

それから、先ほどのパートナーシップ制度の導入だけではなく、マイノリティと少数者の問題ですね。「性的マイノリティ」と「性的少数者」という言葉、どちらかに統一する。都として統一したほうがよいかと思いますので、ほかのところはどう使っているかということを検討した上で、統一が必要であろうと思います。

そのほか、また気がつくことあると思いますけれども、取りあえず私からは以上です。では、次に行きます。

配偶者暴力対策基本計画関係の検討に入りたいと思います。配偶者暴力対策のほう、本当に都民の意見が多く寄せられていまして、都民の意見に関すること、それから配偶者暴力対策基本計画全体に対するご意見も含めてお願いいたします。

では、配偶者暴力対策部会委員以外の方を順次、名簿順に指名してまいりますので、ご発言をよろしく申し上げます。

まず、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 今回の計画の中で、加害者への対応について、ちょっと小さい項目ですけれども入れていただいたということで、よかったなというふうに思っています。相談体制ができるということは大事なことだと思いますので、ぜひ充実をしていただきたいと思います。

ますし、できれば加害者の更生についても、具体的な対策を取るべきだろうなというふうに思っております。いろんなところで話題になっていると聞きますけれども、ぜひそれは具体化をしていただきたいなというふうに思っています。

それからもう1点は、一時保護の関係ですけれども、これは民間シェルターやそれから区でもやっています、そして都にもお願いをしています。それぞれ、連携体制をどう取っていくかというのはすごく大事なことだというふうに思いますので、それぞれでやっていることと連携というのが、やっぱり今後、特に重要なものとして取り組んでいけたらというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に上本委員、お願いいたします。

○上本委員 計画に盛り込むべき事項について、若干意見を申し上げます。

Iの1の(2)早期発見体制の充実、また、2の(2)身近な地域での相談窓口の充実に関して。現状・課題にありますとおり、内閣府の調査の結果、配偶者からの被害を相談しなかった理由の上位三つ、あるいは配偶者からの被害の相談先、潜在的被害者の多さを見ても、被害者はもとより、社会一般に対して、配偶者暴力の問題に対する認識をより深めていく取組が重要かと思えます。また、相談先についても、まだまだ拡充して、相談件数も潜在的なものが顕在化されている動向にはあるんですけども、まだまだ周知が足りないと。これも強化が必要かなと考えます。

もう一つです。区市町村での体制整備、これも進んでおりますが、やはり必要な支援を継続していただきたい。技術的支援に加えて、そのほかに何かあれば、やはり区市町村とのコミュニケーションを密にしていきたいながら、それらを継続していただきたい。

以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

○田中会長 ありがとうございます。

次に大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 大槻です。男女平等参画部会でも、この配偶者暴力関係の性・暴力表現について、大変多くのパブリックコメントをいただいた点について、少し時間を取って話し合いをしました。部会として何か意見を出すというよりも、委員として考えを共有するという形でしたが、その中で、やはり性・暴力表現についての答申案の記載について懸念を示す委員が、割といらっしゃいました。その中で出てきたのは、部会の進め方という

かやり方が、とてもスケジュールがタイトな中でやっていかなきゃいけないというのがあって、そういう中での進め方とか、チェックの仕方というのも、反省する点もあったのではないかという意見もありました。これは、こちらの部会も含めてですが。そういう反省を今後のやり方に生かしていったらいいんじゃないかというご意見もありました。

私から以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に川村委員、お願いいたします。

○川村委員 川村です。この計画も、現実にもどのように施策として実現していくかということが重要かと思っておりますが、その際には、やはり財政的な裏づけということがすごく大切だと思います。

私は女性の暴力からの被害者、未成年も含む若年の女性の被害者の支援をたくさんしておりますけれども、やはり現場では、財政的な裏づけがないがために、いろいろなところにひずみが出ているように思います。暴力の被害を受けた女性の支援をするということは、これは「やってあげる」ということではなくて、被害を受けた女性からすると、その支援を受けること、保護を受けること、支援を受けることというのが、権利なんだという視点で、東京都の施策はあるべきだろうというふうに、常々思っているところです。今は、保護してあげるんだから、支援してあげるんだから、多少の窮屈なこと、不自由なことは我慢しなさいというような物理的、人的な体制の中で施策が進んでいっているように思います。

女性の権利を保障するという観点でいくと、東京都だけでできることではありませんから、東京都と基礎自治体と、それから民間団体が連携しながらやっていく必要がありますけれども、この連携というのは、決して東京都が基礎自治体や民間に押しつけるということではいけなくて、東京都がやるべきことをやる、民間も基礎自治体もそれぞれやるべきことをやるというものが重なり合いができて、重層的な支援ができるということが重要だと思いますので、そういう押しつけではない重なり合いができるような施策をするために、東京都がどれだけの財政的な措置をできるのかということが、現実には重要ではないかと思っています。

配偶者暴力相談支援センター、東京都は東京都女性相談センターを持っているわけですが、そこでの保護の件数が減ってきているんだということが、この結果が答申

案の24ページにあります。なぜ減っているか、それは、女性たちが入りたい施設になっていないから減っているというふうに、私は思っています。実際に女性の支援をしているときに、あそこには行きたくないということで、やはり女性の側から求められる施設に変わる必要があるだろうと思います。

そういう意味で、現場で女性の支援をしている人たちが、いろいろな注文を東京都につけているはずなんですけれども、それがなかなか容れられていかなくて、旧態依然としたものがなかなか変わっていかないというようなことがあるように思いますので、やはり現場の声を聞いて、それを本当に施策に生かしていくという姿勢が必要だと思います。

それから、先ほど申し上げたように、女性が支援を受ける、保護を受けるということは、権利なんだという意味で言うと、弁護士による法的な支援の必要である女性もたくさんいるはずですよ。そのときに、成人の女性の場合は、国の施策として民事法律扶助制度というのがあって、弁護士費用の支援が受けられる場合がありますが、未成年の女性でパートナーから暴力を受けているという場合もありますし、それから、パートナーからの暴力を受けている未成年女性が、家庭内の暴力で児童虐待に当たるものを受けているということもあります。そういうときに、未成年者は弁護士に頼もうと思っても頼むことができないというのが今の国の制度ですので、その辺りを東京都のほうからも、弁護士による法的な支援、弁護士による権利救済というのが必要なんだという視点で、国への働きかけもお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

では次、小林委員よりお願いいたします。

○小林委員 対策の方向性については異論はないんですけれども、1点だけお願いなんですけれども、相談窓口の周知徹底をしっかりとお願いしたいというのと、相談機能の強化、これをお願いできればなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田中会長 はい、ありがとうございます。

では、次に是枝委員、お願いいたします。

○是枝委員 東京都配偶者暴力対策基本計画などによって、多くの都民から、都として、曖昧な考え方の中で、性・暴力表現に対する働きかけが行われるんじゃないかという懸

念が示されておりますが、これに対して十分な対応ができていないと、私は思っております。そもそも、私は中間まとめに記載した「表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、不快な表現に接しない自由にも、十分な配慮を払う必要があります。」という現状認識は、行政の立場としては不適切であったと思います。

憲法21条で、表現の自由を保障している中、他の人権との衝突があった際に、行政が介入を行うべきかは、極めて慎重に検討しなければなりません。都の計画にこのような曖昧な文言が入っているのは、都民が過度な表現規制の介入を行うのではないかと懸念を持つのは当然のことであり、1,000件以上のパブリックコメントを寄せられたという事実を、重く受け止めるべきだと思っております。

11月29日に開催した男女平等参画部会にて検討しましたが、ここは意見を成案を取りまとめるという場ではないものの、やっぱりこのような案は不適切であったのではないかと、都民の皆様にご不安な思いをさせてしまって申し訳なく、我々は反省しなければならないという意見が総意であったと思います。

今回の案でも、都民に対して、情報の受け手に配慮を求めるという文言がありますが、こうした文章を公表したら、どう都民に受け取られるのか、我々も情報の受け手への配慮を欠いていたのではないかと思いますし、大変申し訳ございませんでした。

さて、本日示された案においてもなお「表現される側の人権が侵害されないように守る」という文言が入っておりますが、このままでは非常に曖昧だと思っております。第4回配偶者暴力対策部会での議論の際に参照された、欧州評議会の「女性に対する暴力のデジタル側面についての一般的な勧告」も読ませていただきましたが、これは、私的な裸の画像などを、本人の同意なく公開するリベンジポルノのようなものへの対処を求めるものであり、これらは表現というよりも、むしろ現在の日本の法律でも刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となるような違法行為でございます。こうした違法行為が行われることにより、被写体となった実在の方の人権を守るよう、都として対処すべきこと、啓発活動などを行うことについて、私も賛同いたしますが、それを表現される側の人権と総称するのはおかしいことだと思っております。

治部れんげ委員、本日欠席しておりますが、欧州評議会の政策責任者と議論をした治部れんげ委員から際も、この勧告は創作物を含むメディア一般に言及するものではないという意見書をいただいているところでございます。「表現される側の人権」とただ書いてしまいますと、本日資料にあったパブコメの賛成側の意見にあったように、女性全

般や若い女性全般など、特定の年齢、性別、属性などの特徴を誇張して書いたような表現について、当該年齢、性別、属性などにある人につき、表現される側の人権侵害だともみなして、行政が介入する余地があるかのように読めてしまうことをございます。それについては、藤森部会長より、そうではないという説明があったところですが、であるならば、その旨をはっきり示したほうがよいかと思ひます。

よって、この54ページ、V、性・暴力表現等への対応の現状・課題の第一段落につきましては、以下のように修正すべきと思ひます。今から申し上げます。「メディアや公共空間においては、表現の自由を十分に尊重しつつ、違法な性・暴力表現の制作・流通により、当該被害者のプライバシーが侵害されたり、または名誉が毀損されたりすることを防がなければなりません。」と。このように述べれば、都として実施したいことの趣旨も十分理解できるのではないかと思ひます。

以上、ご検討をお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に篠宮委員、お願いいたします。

○篠宮委員 配偶者暴力対策については、コロナ禍の中で配偶者の暴力、DVが多く、それ以上に多いのが、近年子供への暴力・虐待がゼロ歳から2歳児、特に幼児の集中しております。要望ですが東京都の児童相談所の職員が少なく担当地区の受け持ち件数が異常に多く見られますので、職員の増員をお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に清水委員、お願いいたします

○清水委員 都議会自民党の清水でございます。

配暴対策につきましては、現時点で私から、特段申し上げる意見はございません。様々なご意見がある中、よく取りまとめられていると思ひます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、高橋史朗委員、お願いいたします。高橋史朗委員、いかがでしょうか。退席なさっていますでしょうか。

もし、いらっしゃらないようでしたら、高橋弘行委員、お願いいたします。

○高橋（弘）委員 内容ではないんですけど、答申案の20ページの図5について、申し上げたいと思ひます。

こちらの図5に関しましては、極めて数値が小さいもの多くて、棒グラフが立っていないものが多いために、その総数、女性、男性のものがどこに該当するのかが非常に分かりにくい図になっております。これは、最大値が57.1%であるにもかかわらず、目盛りを100%まで取っているがゆえの事象だと思いますので、例えば、最大目盛りを60%として棒グラフを描けば、もう少し小さい数値も棒グラフが立ってまいりまして、見やすくなると思いますので、ぜひ工夫をしていただければと思いますし、14ページの図3についても、同じようなことが言えるのではないかと思いますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次に塚越委員、お願いします。

○塚越委員 塚越でございます。表現される側の人権について、先ほど是枝委員からのご意見もありました。それから、治部委員の意見書もございます。それについては、私も基本的に賛同いたします。

特に国の第5次基本計画に基づいて、今回、都の実施すべきプラン策定ということが我々の必要な検討だと思いますけれども、こちらの表現される側の人権ということと言うと、過去の国の計画には恐らく書いてあったかとは思いますが、第5次基本計画ということと言うと、都独自でできないことでありながら、国の計画表現を超えて拡大解釈して本文に記載するというのが、結果的にこの表現の自由への規制へと誤解を与えてしまうというのが、我々本当に非常に本意ではないということ、改めて強調しておきたいと思います。

また、性・暴力表現と実際の被害について、東京都の実態調査やデータに基づいたプランと、またその施策の検討が弱いのではないかとというのも、ちょっと懸念の一つです。これは、男女部会のほうでもそうですが、PDCAがしっかり検討できていないまま、こういった表現や施策というところが、まだまだあるなというふうに思っています。

これは部会、どちらにも共通するんですが、先ほど大槻委員からもあったように、パブリックコメントについて、都民の多様な視点からのご指摘やご意見を、ただご意見として伺うのではなくて、本文に反映していく姿勢や個別施策に反映していく決意を、今後も都民に示していくということは、こうしたプランや施策に関心を持つ都民が増え、結果的に男女平等参画の実現に近づくと、私は信じています。

そのため、パブリックコメントの内容の検討に十分なリソースが割けるように、私たち委員への資料への展開の早さとか、そういったこともぜひ行っていただきたい。

恐らく事務局の皆さん、大量のパブリックコメントを分類し、まとめる作業にリソースを割いてしまったんじゃないかなというふうに思いました。内容の検討に十分な時間を確保するということが恐らく大事なのですが、そのまとめる作業や分類というところは、ぜひデジタル化を進めることで、こちら何とかしていただきたいとか、またはこの受付方法が多分多様であったり、申請フォームが自由過ぎるということも、恐らくまとめる作業に非常に手間取っているんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこういったパブリックコメント、今後なおさら必要なプロセスだというふうに思いますので、デジタル化やシステム化の対応ということも同時に検討いただきたいなというふうに思っています。

私から以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

次に、とや委員、お願いいたします。いかがでしょうか。

○とや委員 はい。よろしくお願いします。

私からは、まず住まいの問題で、35ページの東京さきエール住宅についてであります。この東京さきエール住宅は、最高家賃が実は38万円にもなります。ひとり親家庭など、住宅確保要配慮者が事実上、入居できる家賃ではないというのが実態で、実際、要配慮者ではない一般家庭が6割を占めているわけです。私からは、やはり居住者への直接支援の強化が必要だと考えますので、その文言を追加していただきたいということです。

2点目が47ページ、性暴力被害者に対する支援についてです。47、48、49ページの辺りですね。

パブコメを読ませていただきました。配偶者間の暴力と比較して、痴漢や盗撮などの記述が抜けていると。痴漢という言葉が入ったことは評価するとしながら、こういった意見がありました。審議会がしっかりと明文化して問題提起をしていくことは、意義あることではないかという意見も述べられています。総合計画については、やはり痴漢、盗撮ゼロに向けた対策を盛り込めるよう答申にもお願いしたい。さらに実態調査、今もお話がありましたが、実態調査を行って、都営交通をはじめとする電車や駅での対策強化、女性専用車両の常設などに取り組むことということ、ぜひ追加していただきたい

と思っています。

さらに、ワンストップ支援事業についてです。国連の規定では、人口5万人当たり1か所の性暴力、性犯罪者支援センターが必要となっているという意見もあって、増設を求めています。実際、東京都は、ワンストップ支援センターは都内に1か所しかありません。多摩地域をはじめとする都内各地に増設をする、ワンストップ支援センターの支援員の待遇改善、体制強化をすることをぜひ追加していただきたいと思います。

最後に、性・暴力表現への対応です。いろいろご意見もたくさん寄せられました。前回の計画でも性・暴力表現については、表現の自由を十分尊重しつつ、表現される側の人権、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由も、十分な配慮が必要だというふうになっています。幅広い関係者で、大いに議論をしていくということが重要です。性暴力を許さないための社会的合意をつくっていくことが、非常に大切だと思っています。それが、例えば漫画やアニメ、ゲームなどの表現の自由を守り抜くためにも、大切だと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございました。

では、次に名執委員、お願いいたします。

○名執委員 配偶者暴力は、様々な事情で声を上げられない人たちの被害で、また心身への被害の大きさから、自分から相談するという行為には至らない。特に子供が巻き込まれる場合は、そうだと思います。

男女平等参画部会でも、パブコメはじめ、私たちが特に意識していたのは、とりまとめ案に個別に書き切れない様々な立場の方々への支援ということについてです。この配偶者暴力対策においても、全体として被害者の多様な事情とか、背景に寄り添う相談支援体制の構築に向かって、誰も取り残さないようにという方向に向かっている。そのことを具体的な施策において、きちんと反映していくことが大事だと思います。

それから、先ほどの是枝委員はじめ、「表現される側の人権」という書き方の問題なのですが、これは言葉自体としても、それからその対象が広がって、なお懸念が感じられるという意味でも、書き方を少し考えるほうがいいのではないかと思います。別に東京都が表現の規制をしようと考えているわけではないことは、よく分かるのですが、掲げる課題と対応していないような施策とか、できないことを書いているという誤解を招くような表現は避けることで、正確な意図が伝わるようになるかと思いま

す。

○田中会長 ありがとうございます。

次に、林委員、お願いいたします。

○林委員 先ほども少し言いましたけれども、この中に性教育のところがないなど。国際セクシュアリティガイドランスでも、もちろん暴力ということがあるんですが、去年から文科省のほうで「生命の安全教育」ということで、もう全部、教材から何からできておりますので、それに従って粛々と、この暴力のない社会のための教育を、義務教育からやっていくという点を、最初のところなんではなかろうか、入れていただければと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

次に松下委員、お願いいたします。

○松下委員 私からも、性・暴力表現等への対応について、意見をお伝えしたいと思います。様々、都民の皆様から多数のパブリックコメントが寄せられたことを、やはり重く受け止めるべきだと思います。特にマスメディアや公共空間において、「不快な表現に接しない自由」という大変曖昧で、何を指しているか分からない。また、人によって快や不快というのは全く受け取り方が異なることを、こうして文言にしているということは、やはり部会案で削除されているということは、意見を受け止めた上で削除したということは評価したいと思いますが、それでもなお、先ほど是枝委員からもお話がありましたように、公共空間における性・暴力表現が、具体的にはどういうものを指しているのか、まだ曖昧な部分があるというふうに認識をしております。

是枝委員からは、修正案のご提案がございました。私も賛同するものでございます。表現の規制、表現規制と受け取られるということには、やはり真摯にそのご意見を受け止めて、対応していただきたいと思っておりますし、その上で違法な表現、リベンジポルノのようなものですか、そうしたものに対して、しっかりと東京都として対応するという姿勢にしていきたいと思っております。

私からは以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

次、まつば委員、お願いいたします。

○まつば委員 私からは1点、お話をさせていただきます。既にほかの委員の方からもご

発言がありましたけれども、私からもお話しさせていただきます。それは痴漢、盗撮といった被害に対する対策でございます。前回の総会の際に、この課題につきまして、私からもお話をさせていただき、ほかの委員からもお話がございまして、このたび47ページの現状・課題ということで、中間のまとめに記載をされたということでございます。大変ありがとうございます。

その上で、多くの都民の方から、これに対して評価をする意見もありましたけれども、取組の方向性というところに、しっかりと記載をしていくべきではないか、こういったご意見が多々ございます。部会の先生方の議論の中でも、痴漢対策について、取組の方向性を記載すべきではないかという趣旨のお話も出ていたというふうに、私も拝読をさせていただいております。そうした意味では、個別の取組という視点もあるのかもしれませんが、この点、多くの都民の方からのこのご指摘もございますので、検討をしていただければとこのように思っております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

次に三辻委員、お願いいたします。

○三辻委員 まず、答申案に意見を挟む余地はありません。この配偶者暴力対策について、島の中では、あまり聞いたことはありません。ただ、しかし、配偶者の暴力に耐え切れず、本土から大島に逃げてきた事例、こういうのはあります。このとき、まちとしましては、まちを含む行政機関、あと警察署、民生委員、人権擁護委員などと連携して、対応したケースもあります。

それから答申にもありますが、被害者が安全・安心して生活が送れるよう、地域で連携・協力して見守り、取り組む体制が必要となるかと思っています。

以上です。よろしく申し上げます。

○田中会長 ありがとうございます。

次に龍円委員、お願いいたします。

○龍円委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

前回お話ししました性的マイノリティの方々のくんだり、こちらのほうでも対応していただきまして、ありがとうございました。

あと、東京都のほうでは、子供の権利を定めた「こども基本条例」というのができたところなんですけれども、それを踏まえてこの答申案を見たときに、もしかしたらこの

視点が抜けているのではないかなと、ちらりと思ったところがありましたので、意見させていただきたいと思います。

子供へのケアというところですね。「子供のケア体制の充実」というのがあるんですけども、どうしてもこの子供というのは守るべき存在として、権利の主体であるということが忘れられがちだったりするんですけども、虐待を受けたりとか、面前での暴力を見てしまったお子さんというのは、権利が侵害されたような状態にあるわけなので、そういう意味で、子供が権利の主体であり、自分の声に価値があるということも、本人に伝えていくというようなこと、それから、どうしたいのかというところに、例えば面会交流の際にも配慮する、子供の状態や意思にも十分配慮するということが書かれていますが、子供の声が十分に聞き入れられるということを少し踏み込んで表現できたらいいのではないかなと。前回のときに、これは言うべきことだったのかもしれないんですが、ちょっと気がつきましたので、今回お伝えさせていただきました。

ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、出席委員からのご意見は以上となりますが、本日欠席の治部委員からの事前のご意見について、事務局から紹介をお願いいたします。

○菅野男女平等参画課長 事務局でございます。治部委員からお寄せいただきましたご意見につきましては、委員の皆様にも事前にお送りさせていただいております。このため、ここで詳細なご紹介は割愛をさせていただきますが、治部委員からは、配偶者暴力対策基本計画関係答申（案）、54ページの関係で、計画全体には賛成だが、曖昧な文言で表現規制を行うと解釈し得るような記述は避けるべきなどのご意見をいただいております。

すみません、あと1点、補足でございます。

高橋史朗委員につきましては、所用のため、退室をされておりますことをご報告させていただきます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

委員からのご意見は以上となりますけれども、これまでの各委員の発言内容について、特段のご意見、ご質問などがある方はいらっしゃいますでしょうか。ご意見がもしあれば、画面の挙手ボタンを押してお知らせください。すみません、時間が限られておりま

す。発言は簡潔によろしく願います。いかがでしょうか。

(なし)

○田中会長 特にはございませんでしょうか。ありがとうございます。

貴重なご意見、本当にありがとうございます。では、これまでの皆さんからのご発言を受けて、藤森部会長から、部会としての補足のご説明がございましたら、お願いいたします。

○藤森委員 大変たくさんの熱心なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。至らない点多々あったと思うのですが、実際に具体的な支援の方策、施策にどう生かすかということも、より具体的にできるものは具体的にとか、予算の問題ですとかも考えました。

この部会の扱うところは、直接の被害者が本当に命の問題、子供も被害者の方たちも、そこが関わってくる非常に深刻な場面であるというところがあって、皆さんが大変熱心に議論していただきました。先ほどの表現される側の人権も含めて、再度部会のほうでどのような表現がよいかということも議論していきたいと思います。ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

部会のほうでまた議論なさるといことなんですが、私自身の考えを申し述べておきます。

都民の方からのパブリックコメントも読ませていただきまして、非常に多くの方が懸念していることとして、例えばこういう文言が流通してしまうと、これは都だけではなく、国もそのような文言を使うようなこともあり得るだろうということだと、思います。ですから、やはりここは考えたほうが良いと思っております。それに関して是枝委員から極めて具体的な案を文章として、文言としていただきました。その内容は、「違法な性・暴力表現の制作・流通」ということがポイントです。それが違法である場合には、それは防がなければならないと明言すべき、ということです。それは当然のことです。また、都として表現を止めたりするわけではない、という姿勢表明としても必要ですので、私は是枝委員のこの提案が適切であると判断しております。部会で、もしもう一度話し合われるのであれば、私がそう考えているということを、一応念頭に置いていただければと思います。

それからあと、痴漢と盗撮のことについてなんですが、やはりどういう取組をするの

か、あるいは取組をするということについて、何らかの文言が必要だということ、これも何人かの方からいただきましたので、これについても考えるべきだと思います。

それから、高橋弘行委員からいただいた図のことなんですが、見やすいということは非常に重要なことですので、そこを工夫をしていただきたいと思います。

それから、配偶者暴力ではなく、前のほうの男女平等参画に、ちょっとだけ戻ってしまっただけなんですけど、都立高校の問題です。これについても、直ちに緩和実施校の規模や緩和率の拡大に取り組んでという、男女合同による入学者選抜への見直しをすぐに進められるような、それを後押しするというか、背中を押すというか、そういう文章はやはり必要だと私も思います。ですから、直ちというようなことも含めて、これについてはもう一度検討したいと考えました。

私からの意見は以上です。

これからまだ、最終案に向かって煮詰めていかなければなりませんので、また今日、ご発言できなかったことがありましたら、文書でいただければと思います。

皆様、本当に活発な、有効なご意見をありがとうございました。皆さんもパブコメを本当に、よく読み込んでくださって、その意思を受けとめ、反映しようとしてくださったご尽力に、心より感謝申し上げます。本日いただいたご意見を踏まえて、今後、最終答申に向けてまとめていきたいと思っております。

それでは、次に会議次第の3、今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 本日は誠に貴重なご意見や情報をいろいろありがとうございました。また、事前の読み込み等、感謝いたします。

それでは、今後の予定をご説明いたします。資料10をご覧ください。

答申案につきましては、本日ご審議いただきました内容及び追加意見を合わせて、事務局で修正させていただきます。なお、追加のご意見につきましては、年末押し迫ったところ大変恐縮でございますが、12月24日金曜日までに、事務局宛にメールでお寄せいただければと存じます。修正案につきましては、両部会長及び会長にご確認いただき、最終調整したものを答申とさせていただきます。なお、答申案の最終調整並びに都への答申につきましては、会長にご一任いただきたいと思いますと考えております。

知事への答申は年明け、1月中旬を予定しております。

答申をいただいた後ですけれども、都として具体的な施策や数値目標等を盛り込んだ

計画素案を作成いたしましたして、2月から3月にかけて、パブリックコメントを実施する予定でございます。その後、都民の皆様からいただいたご意見等を反映いたしまして、また民間団体の方の取組も取りまとめた上で、年度末に改定いたしました次期計画を公表したいと考えております。

以上でございます。

- 田中会長 ただいまの事務局からの説明の中で、最終調整と東京都への答申につきましては、会長に一任とのご提案がありました。委員の皆様のご意見は、可能な限り答申に反映したいと思っておりますので、最終調整並びに都への答申につきましては、私に一任していただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

- 田中会長 ありがとうございます。では、答申については一任ということで進めさせていただきます。

また、事務局からの追加の連絡事項はありますでしょうか。

- 赤羽男女平等参画担当部長 会長に最終確認をいただきました答申につきましては、1月中旬頃に全委員の皆様にお送りしたいと思っております。

都への答申につきましては、報道発表を行いまして、都民の皆様へお知らせいたします。

また、都からの諮問事項について、総会及び部会における審議は、本日で終了となりますが、委員の皆様のご任期は2年間でございますので、引き続き、何らかのお力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

- 田中会長 これで本日の議題は全て終了いたしますが、とりわけ何か、ご質問、ご意見など、今だから言いたいという方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

- 田中会長 よろしいですか。あと何かありましたら、文書でお知らせください。先ほど、12月24日までにご意見を頂戴したいということがありましたので、事務局宛に何かありましたらメールでお送りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

では最後に、武市生活文化局長より、委員の皆様へご挨拶がありますので、よろしくお願いいたします。

- 武市生活文化局長 生活文化局長でございます。本日の総会が、答申に関する議論の場

としては最後になりますので、改めて一言ご挨拶させていただければと思います。

田中会長はじめ、委員の皆様には、本当にご多用な中、4月から約9か月の長きにわたって、熱心にご議論をいただきました。また、本日も大変幅広く貴重、かつ具体的なお意見をたくさんいただきました。心より御礼を申し上げます。

今後、答申をいただきました後には、都として男女平等参画推進計画の改定を進めてまいります。この計画でございますが、皆様からいただいた貴重なご意見、ご提案が、都として実現できるものという先ほどのご意見もありましたので、より実効性を持った施策に結びつくよう、具体的な数値目標や達成年度なども含めてまいりたいと考えております。

また、男女平等参画の実現には、社会のあらゆる主体との行動が大切でございます。行政のみならず、民間団体などの多様な主体の取組も合わせまして、取りまとめてまいりたいと考えております。

皆様のこれまでのご尽力に、改めて深く感謝申し上げますとともに、今後の都の男女平等施策に関しましても、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○田中会長 武市局長、どうもありがとうございました。

4月の発足以来、委員の皆様には本当に短期間にいろいろな無理なお願いを申し上げました。しかし、惜しみないご協力、それから熱心なご審議をいただきまして、また、今までの答申にはなかった様々な新しい課題が、どんどん今生まれておりますが、それに対しても、大変熱心に真摯に向き合って、熟慮してくださったと思っております。本当に皆様のご尽力と、それからご協力、あるいはその議論のお力に、改めて感謝を申し上げたいと思います。

これからまとめますが、またそのパブリックコメントもいただきますし、様々な局面で、また改めて私たちが考えなければならない課題が出てくると思うんですね。そういうことについては、この答申の後、第三者委員会もありますし、具体的なことを実際にやっていかなければなりません。ですから、答申が終わっておしまいでなく、むしろそこからスタートですので、またいろいろなことをご相談することになるかと思えます。必ず実施していかなければならないことが、たくさん今回盛り込まれたと思います。これを実施していかなければ、やはり都民の皆さんの信頼は得られません。やはり私た

ちは、具体的な事柄に対して実施していくという、そういうことを目標にしていきたい
と思いますので、これからまた、よろしく願いいたします。

答申の最終調整に向けて、また両部会長には年末年始、お忙しい時期にご無理をお願い
することになると思いますが、引き続き、どうぞ部会長の方々もよろしく願いいた
します。

それでは、今回、本当に十分な議論をしていただきました。

これをもちまして、東京都男女平等参画審議会第3回総会を閉会させていただきます。
長時間、本当にありがとうございました。

(午後4時53分 閉会)